

平成20年 労働基準法及び労働安全衛生法

〔問 5〕 労働基準法に定める年次有給休暇に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- A 年次有給休暇の権利は、労働基準法第39条所定の要件を満たすことによって法律上当然に労働者に生ずる権利であって、労働者の請求をまって始めて生ずるものではないとするのが最高裁判所の判例である。
- B 労働基準法第39条に基づく年次有給休暇の権利は、雇入れの日から3か月しか経たない労働者に対しては発生しない。
- C 労働者の年次有給休暇の時季指定に対し、労働基準法の趣旨として、使用者は、できるだけ労働者が指定した時季に休暇をとれるよう状況に応じた配慮をすることが要請されているものとみることができるとするのが最高裁判所の判例である。
- D 労働基準法第39条第5項の規定に基づき、労使協定により年次有給休暇の計画的付与の定めがなされた場合には、使用者は、年次有給休暇の日数のうち5日を超える部分については、労働者の時季指定にかかわらず、当該労使協定の定めに従って年次有給休暇を付与することができる。
- E 使用者は、労働基準法附則第136条の規定により、年次有給休暇を取得した労働者に対して、賃金の減額その他不利益な取扱いをしないようにしなければならないとされているが、不利益な取扱いの理由について行政官庁の認定を受けた場合は、この規定は適用されない。

第40回(平成20年度)社会保険労務士試験の合格基準について

1 合格基準及び配点

(1) 合格基準

本年度の合格基準は、次の2つの条件を満たした者を合格とする。

- ① 選択式試験は、総得点25点以上かつ各科目3点以上(ただし、健康保険法は1点以上、厚生年金保険法及び国民年金法は2点以上)である者
- ② 択一式試験は、総得点48点以上かつ全科目4点以上である者

※ 上記合格基準は、試験の難易度に差が生じたことから、昨年度試験の合格基準を補正したものである。

(2) 配点

- ① 選択式試験は、各問1点とし、1科目5点満点、合計40点満点とする。
- ② 択一式試験は、各問1点とし、1科目10点満点、合計70点満点とする。

2 試験問題の正答

試験科目	出題形式	選択式						択一式									
		問	A	B	C	D	E	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
労働基準法及び労働安全衛生法	問1	⑦	③	⑧	⑥	⑨		B	E	B	D	E	C	C	A	D	C